

「戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）」に係る契約方式について

戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）の契約については、農林水産省において行っている契約方式によることとし、研究機関が共同して構成した研究グループの場合、この研究グループ（コンソーシアム）を委託先として、委託契約を締結することとします。

その際の事務の流れは次の 1. 及び 2. のとおりです。



- (1) 生研支援センターは、コンソーシアムの代表研究機関と契約します。戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）公募要領「3（4）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、代表研究機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行してください。

【コンソーシアムの設立方式】

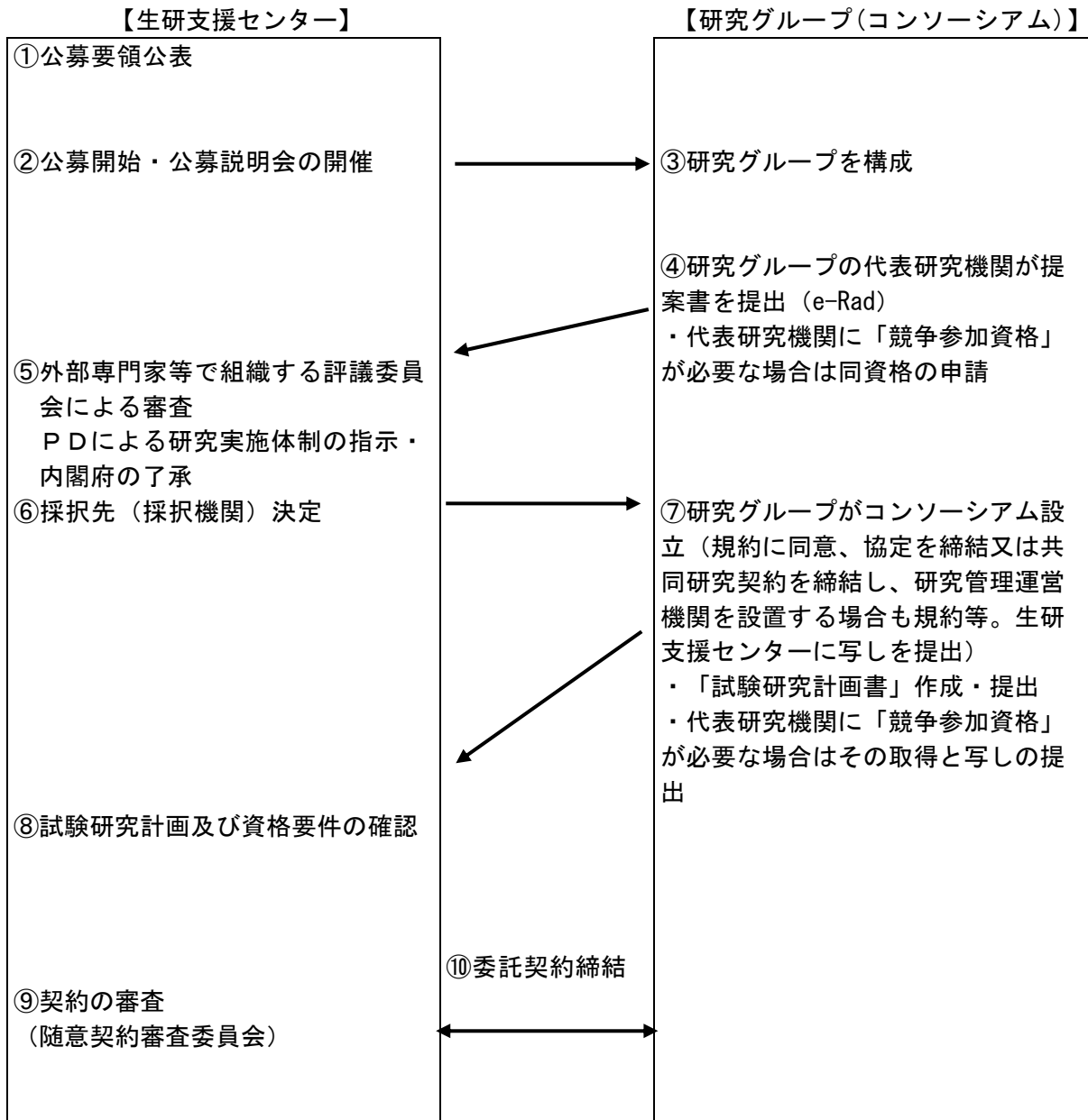
- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、コンソーシアムを構成する各研究機関の同意を得る方式（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関が協定書を交わす方式（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関の間で共同研究契約を締結する方式（共同研究方式）

※規約等のひな形は別添のとおりです。

(2) 代表研究機関の主な業務は次のとおりです。

- ◎生研支援センターとの委託契約の締結
- ◎生研支援センターへの委託事業に係る資金の請求及びその受領
- ◎コンソーシアムの構成員（共同研究機関）への資金交付
- ◎生研支援センターへの委託契約の変更（中止）申請
- ◎委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ（e-Rad への入力を含みます。なお、e-Rad への入力作業等は事務分担者へ権限を委任することは可能です。）
- ◎コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理
- ◎知的財産権の研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと
- ◎生研支援センターへの研究成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前協議書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書の提出
- ◎構成員から提出された実績報告書（収支決算、成果の概要、及び民間投資額）の内容確認、取りまとめ、額の確定
- ◎生研支援センターへの実績報告書の提出
- ◎委託事業の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告

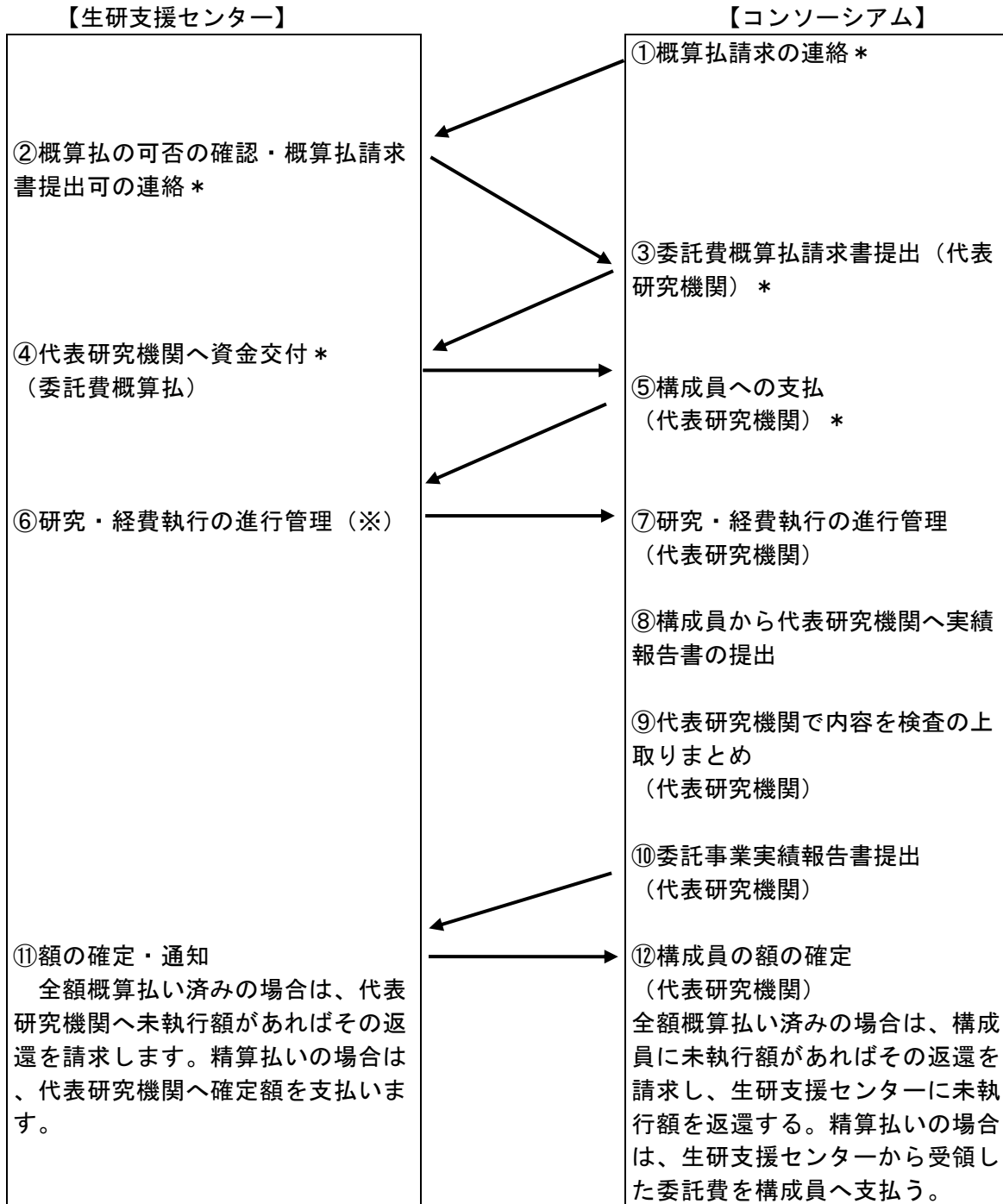
1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※1. 契約に当たり、生研支援センターの「随意契約審査委員会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合があります。生研支援センターから提出の指示がありましたら、速やかに提出してください。

※2. 委託費の支出の対象となるのは、契約締結日以降に発生した当該研究のための経費です。契約日前に発生した経費は対象となりませんので、ご注意ください。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



※1 生研支援センターは、経費の管理状況を確認するため、研究実施期間中、現地に出向いて実地調査を行うことがあります。

※2 *は概算払いの場合のみ行う事務手続きです。